

一般財団法人福岡県建築住宅センター

B E L S 評価業務料金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人福岡県建築住宅センターBELS評価業務規程（以下「業務規程」という。）第12条に基づき、一般財団法人福岡県建築住宅センター（以下「センター」という。）が実施する、BELS評価（以下「評価」という。）業務に係る料金について、必要な事項を定める。

(評価料金の額)

第2条 評価料金の額は、評価一件につき、住宅の戸数の区分により、別表1に掲げるとおりとする。

(評価料金の収納方法)

第3条 申請者は、評価料金を現金又は銀行振込により納入するものとする。

- 2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。
- 3 申請者は、第1項による納入のほか、センターと協議のうえ、一括の納入等別の方法をとることができるものとする。

(評価料金の減額及び増額)

第4条 センターは、効率的に評価業務を行うことができる等の合理的理由がある場合においては、前条に定める評価料金を減額することができるものとする。

- 2 センターは、評価業務に要する時間が想定している時間を超えることが明らかな理由がある場合においては、第1項に定める評価料金によらず、事前に申請者に対して見積額を提示したうえで別途評価料金を定めることができるものとする。

(附則)

この規程は、平成28年7月19日より施行する。

この規程は、平成29年5月1日より施行する。

この規程は、令和4年4月1日より施行する。

この規程は、令和4年10月1日より施行する。

この規程は、令和5年5月1日より施行する。

別表1 BELS評価料金

(単位:円、税込(税率10%))

<ul style="list-style-type: none"> ●一戸建ての住宅 ●長屋 ●重ね建て住宅 ●共同住宅(共用部分を除く) 	住戸数	1戸	単独審査		38,500
			併願審査(右記の評価・審査と合わせてBELS評価を受ける場合)	長期使用構造等確認の依頼をするもの	5,500
				設計住宅性能評価の評価を受けるもの※1	
<ul style="list-style-type: none"> ●長屋 ●重ね建て住宅 ●共同住宅(共用部分を除く) 	住戸数	2-5戸		62,700	
		6-10戸		85,800	
		11-25戸		117,700	
		26-50戸		161,700	
		50戸以上		別途見積	

- ※ 計画変更の場合の手数料は上記審査料金(税抜)の2分の1の額とし、1,000円未満を切捨てる(消費税は別途)。ただし、申請書の記載事項のみの変更については、2,200円(税込)とする。
- ※ 評価書を再交付申請する場合の手数料は2,200円(税込)とする。
- ※1 5-1(断熱等性能等級)又は5-2(一次エネルギー消費量等級)が等級1であるものを除く。